

三重県豚コレラ対策本部 第4回本部員会議

日時：令和元年7月31日（水）9：00～

場所：プレゼンテーションルーム

1 いなべ市内の養豚農場における防疫措置の完了について

2 豚コレラ感染拡大防止対策等の強化について

三重県豚コレラ対策本部 本庁本部員会議 構成員名簿

区 分	職 名	氏 名
本部長	知 事	鈴 木 英 敬
副本部長	副知事	渡 邊 信一郎
副本部長	副知事	稲 垣 清 文
副本部長兼統括本部員	危機管理統括監	服 部 浩
主任本部員	農林水産部長	前 田 茂 樹
本部員	防災対策部長	日 沖 正 人
	戦略企画部長	福 永 和 伸
	総務部長	紀 平 勉
	医療保健部長	福 井 敏 人
	子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
	環境生活部長	井戸畑 真 之
	廃棄物対策局長	中 川 和 也
	地域連携部長	大 西 宏 弥
	国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
	南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
	雇用経済部長	村 上 亘
	観光局長	河 口 瑞 子
	県土整備部長	渡 辺 克 己
	出納局長	荒 木 敏 之
	企業庁長	山 神 秀 次
	病院事業庁長	加 藤 和 浩
教育長	廣 田 恵 子	
警察本部長	難 波 健 太	

1 いなべ市内の養豚農場における防疫措置の完了について

(1) 農場の概要

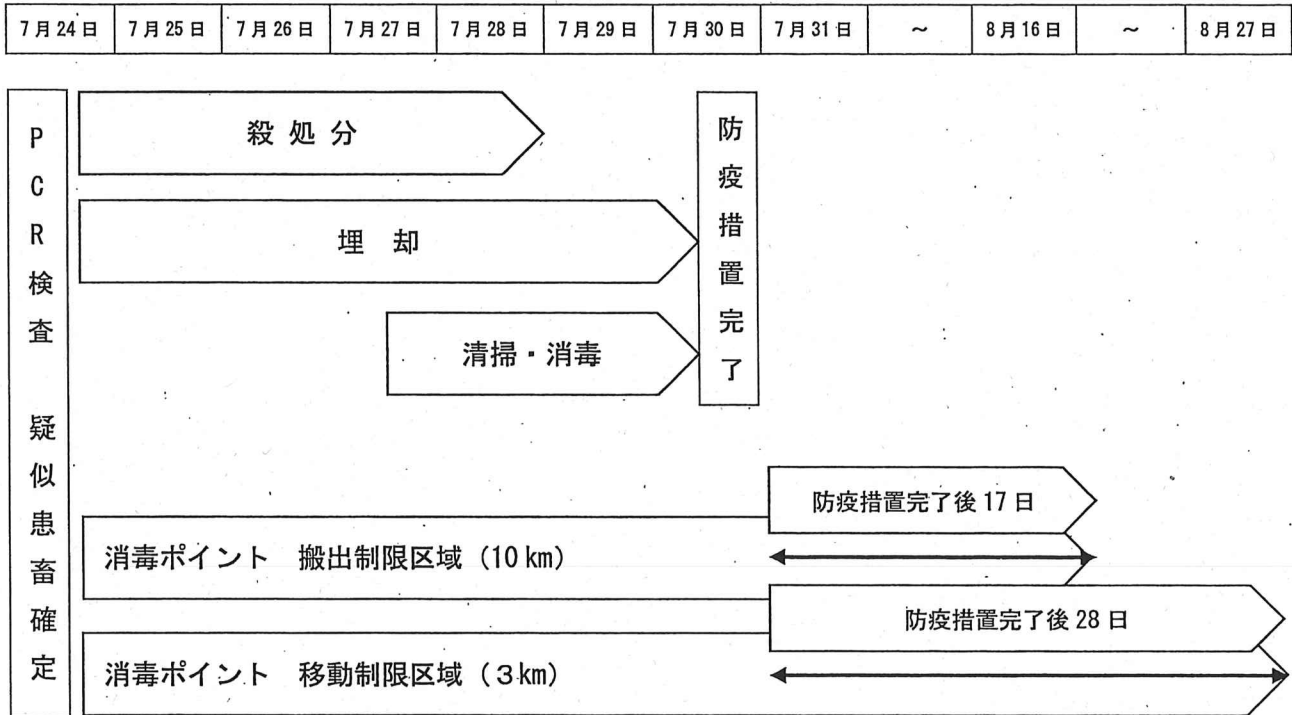
発生農場：いなべ市地内

飼育規模：4, 189頭（7月28日現在）【速報値】

(2) 経緯

7月22日 (月)	<ul style="list-style-type: none">・飼養者から得られる毎日の報告徴求の内容を踏まえ、北勢家畜保健衛生所が、死亡豚の病性鑑定を実施・死亡豚を中央家畜保健衛生所（以下「中央家保」）に搬入し、豚コレラ検査を実施した結果、陽性が確認されたため、国へ検査を依頼
7月23日 (火)	<ul style="list-style-type: none">・国の検査の結果、豚コレラウイルスに特有の遺伝子配列を確認・23日に改めて採材した同居豚は、陽性反応を示したが、当該豚は明確な臨床症状（元気消失・食欲不振、白血数減少、体温上昇等）を示しておらず、臨床症状と遺伝子検査が一致しなかったことから、牛豚等疾病小委員会の意見を踏まえ、再度、検体を採材したうえで検査を国と協議して実施することを決定
7月24日 (水)	<ul style="list-style-type: none">・中央家保において再検査の結果、豚コレラ陽性を確認・これまでの検査結果を踏まえ、国において、疑似患畜と確定・三重県豚コレラ対策本部第3回本部員会議を開催し、防疫方針を決定・自衛隊に対する災害支援を要請（24日 18時10分）・殺処分の開始（24日 21時）
7月27日 (土)	<ul style="list-style-type: none">・自衛隊に対する災害支援の撤収要請（27日 15時17分）
7月28日 (日)	<ul style="list-style-type: none">・殺処分の完了（28日 23時51分）
7月30日 (火)	<ul style="list-style-type: none">・防疫措置の完了（30日 22時）
7月31日 (水)	<ul style="list-style-type: none">・三重県豚コレラ対策本部 第4回本部員会議の開催（31日 9時）

(3) 防疫措置スケジュール



(4) 防疫体制 (のべ人数 (人) : 速報値)

	獣医師				県職員	自衛隊	国・市町 職員	民間業者	合 計
	県	国	他県	団体					
殺処分	83	2	50	-	793	545	-	-	1,473
清掃・消毒	30	-	13	-	560	-	30	-	633
埋却	-	-	-	-	119	-	-	378	497
その他	-	-	-	-	272	-	28	197	497
合 計	113	2	63	-	1,744	545	58	575	3,100

獣医師派遣都県等 : 1都23県、国

青森県、岩手県、東京都、神奈川県、茨城県、埼玉県、千葉県、滋賀県、兵庫県、
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、国 (農林水産省)

2 豚コレラ感染拡大防止対策等の強化について

(1) 養豚農場における感染拡大防止対策

○家畜伝染病予防法に基づくまん延防止のための消毒命令【7月24日 告示第183号】

- ・8月2日から消石灰を県内養豚農場（57農場）及び小規模20施設に順次配布

○飼養衛生管理基準の遵守徹底

【7月25日、27日に電話で全農家へ要請、8月から巡回面談（指導）を実施】

- ・人、車両等の出入り対策
- ・畜舎における防鳥ネットの設置
- ・飼養豚等の観察の強化

○小動物も含めた野生動物侵入防止対策の強化【8月から順次実施】

- ・農場における防護柵等の点検及び設置の強化

(2) 経営支援対策

○畜産業者向けの経営相談窓口をJA、公庫、県に設置【7月25日】

○農林漁業セーフティネット資金利子助成の対象に豚コレラを追加し開設【7月25日】

- ・基準金利0.08%に対し県が1/2補給

○豚コレラ緊急対策資金への利子補給、保証料の無償化【JA系統に8月上旬開設予定】

- ・利率1%に対し県が10/10補給、保証料0.47%に対し県が10/10補給

○家畜疾病経営維持資金（国制度資金）の無利子化【JA系統に10月頃開設予定】

- ・利率0.75%に対し県が10/10補給

○発生農家における防疫対策の強化【経営再開前に実施】

- ・発生農家の営農再開に向けた防疫対策の強化

(3) 風評被害対策

○食の相談窓口の設置【7月23日】

○各市町への「豚コレラに関する正しい知識の普及・啓発」依頼【7月25日】

○風評被害発見時の通報依頼、県関係部署への通知【7月25日】

○風評被害防止のための啓発物品の配布【8月上旬配布予定】

- ・ポスター2,500枚、チラシ10,000枚、ポケットティッシュ10,000個を小売店等へ配布